

防研発教第267号
56.9.4
改正 防研発教第176号
61.7.8
改正 防研総第306号
20.3.31
改正 防研教第529号
23.6.14
改正 防研総第825号
23.9.1
改正 防研総第386号
令和6年5月1日

企画室長
総務課長
研究部長 殿
戦史部長
教育部長
図書館長

防衛研究所長

外国人受託教育訓練の実施要領について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

1 趣 旨

この実施要領は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の2の規定に基づき、防衛研究所において安全保障戦略課程研修員として受託し教育訓練を実施する外国人（以下「外国人研修員」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。この要領に定めるもののほか、防衛研究所規則等の定めるところによる。

2 身分の取扱い

外国人研修員の身分は、同等階級の自衛官の研修員に準じて取扱うものとする。

3 教 育

(1) 教育は、当該課程の課目について、当該課程研修員と同一の要領により実施する。この場合において、秘密にわたる事項については、実施しない。ただし、教育部長が教育上特に必要と認めるものについては所長の承認を得て実施することができる。

(2) 教育部長は、必要と認める場合には、所定課目以外の教育を別に定めて実施することができる。

4 語学上の特例

課題研究成果の提出及び発表等は、原則として日本語によるが、語学能力上やむを得ないと認める場合は、その一部又は全部を英語によらせることができる。

5 修学の援助等

教育部長は、教育部教育課程運営室員及び日本人研修員の中から担当者を指定し、外国人研修員の修学の指導援助に当らせるものとする。

6 旅行命令

現地研修等への参加は、旅行命令簿によることなく、現地研修実施計画の参加者名簿をもって根拠とするものとする。

7 航空機への搭乗

自衛隊機に搭乗する場合は、「航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第2号）」の規定により「航空機搭乗申請書」をあらかじめ各幕僚長あて提出して包括承認を得ておくものとし、搭乗に関する手続は、日本人研修員と同一の手続によるものとする。

8 授業料

授業料は、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第126条の5第1項1号に掲げる額とする。

9 教育訓練経費

現地研修その他の教育訓練に必要な経費は、委託国の負担とし、これら諸経費の支払方法等に関しては、教育部教務課長が、委託国の関係機関又は当該外国人研修員と調整するものとする。

10 服 務

サービスは、日本人研修員と同一の規律に服させるものとする。

11 休 暇

休暇は、日本人研修員に準じた手続により教育部長の承認を受けるものとする。

1 2 研修員証明書

別紙様式による研修員証明書を発行し、携帯させるものとする。

1 3 医 療

外国人研修員の医療については、日本人研修員に準じて行う。ただし、当該医療に要した費用は委託国の負担とする。

1 4 事故発生時の措置

外国人研修員にかかわる事故が発生した場合は、事故の状況を速かに把握してその概要を人事教育局長に通報するものとする。

1 5 褒賞状の授与

外国人研修員に対し褒賞状を授与することができるものとする。

1 6 この要領に定めるもののほか、実施の細部については、教育部長の定めるところによる。

別紙様式

写 真	第 号
	研修員証明書
	階 級 _____
	国 籍 _____
	氏 名 _____
	(生年月日) _____
	上記の者は防衛研究所第〇〇期安全保障戦略 課程研修員であることを証明する。
	年 月 日
	防衛研究所長 公印

1	} 文書は職員の 身分証明書と 同分とする。
2	
3	
4	

(裏 面)

根拠：「防衛研究所の身分証明書に関する達」第14条